



鳥取県公報

令和6年6月21日（金）
第9606号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	税外未収金の収納事務の委託（408）（税務課）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定介護機関の変更の届出（409）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・ 2 令和6管理年度におけるまさば対馬暖流系群等の知事管理漁獲可能量 （410）（漁業調整課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 令和6管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量の変更 （411）（#）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 物品売払代金の収納事務の委託（412）（倉吉農業高等学校）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（庶務集中課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
◇ 正 誤	令和6年3月29日付鳥取県人事委員会規則第9号中訂正・・・・・・・・・・ 8

告 示

鳥取県告示第408号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、県の税外未収金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
弁護士法人一番町綜合法律事務所	東京都千代田区紀尾井町3-12紀尾井町ビル	令和6年5月7日	令和6年5月7日	令和6年5月7日から令和9年3月31日まで

鳥取県告示第409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社 J I N	島根県安来市伯太町安田1518-6	訪問看護ステーション仁	米子市観音寺新町五丁目11-10	訪問看護	令和6年2月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社 J I N	島根県安来市伯太町安田1518-6	訪問看護ステーション仁	米子市観音寺新町五丁目11-10	介護予防訪問看護	令和6年2月1日

鳥取県告示第410号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）のまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の知事管理漁獲可能性を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
鳥取県まさば及びごまさば漁業	現行水準

鳥取県告示第411号

令和6年鳥取県告示第203号（令和6管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能性について）により告示したくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能性について、令和6年6月7日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規

定により公表する。

令和6年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	4.4 トン	5.2 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	5.4 トン	6.5 トン
	県留保枠	0.6 トン	0.7 トン

鳥取県告示第412号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校における生乳又は生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月21日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 竹 内 善 一

1 委託の相手

- 大山乳業農業協同組合
- J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
- 倉吉青果株式会社
- 倉吉花き市場株式会社
- 鳥取中央農業協同組合
- 株式会社食のみやこ鳥取
- 倉吉農業高等学校販売実習実行委員会

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和6年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	令和6年10月10日（木）	午前9時40分から午前11時10分まで
実 地 試 験	令和6年10月10日（木）	午前11時40分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識

- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
- ア 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
 - イ 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）
- (4) 試験時間は次のとおりとする。
- ア 学科試験（衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識） 1時間30分
 - イ 実地試験
 - (ア) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別） 各4分
 - (イ) 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ） 8分
- (5) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 履歴書（日本産業規格によるもの）
- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
- エ 受験手数料の納付済証（銀行等で領収印が押印されたもの）

(2) 受付期間

令和6年7月29日（月）から同年8月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、令和6年8月23日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取市市民生活部環境局（〒680-8571 鳥取市幸町71）

鳥取県中部総合事務所環境建築局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所環境建築局（〒683-0054 米子市糀町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とする。

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局から、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課から、手交又は郵送により納付書の交付を受け、当該納付書により納付すること。

なお、既納の手料金は、還付しない。

7 合格者の発表

- (1) 発表日 令和6年10月31日（木）
- (2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。
- (3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

- (4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていること、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の各総合事務所環境建築局若しくは鳥取市市民生活部環境局に照会すること。
- (6) 郵便等により願書を請求する場合は、84円切手（郵便料金の改定があった場合は改定後の料金分の切手）を貼った返信用封筒を同封すること。
- (7) この試験の得点については、即時に開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 賃貸借物品の名称及び数量
令和7年度軽自動車（乗用、新車）37台
- (2) 賃貸借物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
令和7年4月10日から令和13年3月31日までとする。
- (4) 引渡し期限
入札説明書による。
- (5) 借入場所
入札説明書による。
- (6) 入札方法等
ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。
イ 入札金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した賃貸借期間中の賃貸借料（賃貸借及びメンテナンス等に要する一切の諸経費を含む。）の総額を電子調達システムの電子入札書（以下「電子入札書」という。）に入力し、又は入札書に記載すること。
ウ 契約に当たっては、電子入札書に入力された金額又は入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する

とともに、その業種区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年7月1日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（3）の場所に必ず連絡すること。

- （3） 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4） 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5） 自動車のリース契約を締結し、令和4年6月22日（水）から令和6年6月21日（金）までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であって、自動車の貸付けを確実に履行できるものであること。
- （6） 1の（1）に示した物品を自社で所有し（令和6年6月21日（金）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

（1） 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

（2） 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

（3） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

（4） 入札説明書等の交付方法

令和6年6月21日（金）午前11時から同年7月12日（金）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年6月21日（金）から同年7月12日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年7月31日(水)から同年8月7日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

また、郵便等による入札書の受領期間は、令和6年8月6日(火)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和6年8月7日(水)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和6年7月12日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とす

る。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: 37 Light vehicles

(2) July 12, 2024 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 7, 2024 noon: Time-limit for submission of tenders

(August 6, 2024 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Accounts Payable, Central Processing Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

Tel : 0857-26-7495

正 誤

令和6年3月29日付鳥取県公報号外第41号の鳥取県人事委員会規則第9号（給料表の適用範囲に関する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

行 20から23まで

誤 び義務教育学校の項に掲げる職を占める職員とする。

別表第1 教育職給料表(1)の適用を受ける職員(第2条、第3条関係)

正 び義務教育学校の項に掲げる職を占める職員とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 教育職給料表(1)の適用を受ける職員(第2条、第3条関係)

頁 9

行 9から11まで

誤 冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

正 冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員